

# 生産性向上支援訓練・基礎的 IT セミナー実施機関募集案内

平成31年1月9日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
岩手支部岩手職業能力開発促進センター

## 1 趣旨

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手支部岩手職業能力開発促進センターの生産性向上人材育成支援センター（以下「センター」という。）では、岩手県の中小企業等における生産性向上の取組を支援するための職業訓練（生産性向上支援訓練。以下「生産性訓練」という。）や IT 技術の進展に対応するための基礎的な IT リテラシーの習得を支援するための職業訓練（基礎的 IT セミナー。以下「IT セミナー」という。）を、専門的な知見やノウハウを有する民間機関等の教育資源を活用（民間委託）して実施しているところである。

今般、2019 年度における生産性訓練又は IT セミナーの展開を図るため、以下のとおり専門的な知見やノウハウを有する民間機関等を募集する。

なお、本事業では、センターが把握した利用事業主（訓練を利用する企業や事業主団体をいう。以下同じ。）が抱える人材育成上の課題やニーズ、訓練の受講条件等の要望に応じて、登録した実施機関の中から要望に対応可能であり、かつ、適切に訓練を実施できる実施機関を選定し、当該機関と受託の可否を協議した上で業務を委託することから、実施機関としての登録を受けることが、訓練実施業務の受託を約束するものではないことに留意すること。

## 2 募集内容

### (1) 生産性訓練

生産性訓練を的確に実施することができる機関を募集する。

なお、具体的な訓練内容については、生産性向上支援訓練カリキュラムモデル（以下「生産性訓練モデル」という。）を参照すること。

### (2) IT セミナー

IT セミナーを的確に実施することができる機関を募集する。

なお、具体的な訓練内容については、基礎的 IT セミナーカリキュラムモデル（以下「IT セミナーモデル」という。）を参照すること。

## 3 実施機関要件

岩手県における生産性訓練又は IT セミナーの実施機関は、それぞれの訓練の趣旨・目的や業務内容を理解し、かつ、次に掲げる条件を満たす者であること。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人でない者であること。
- (3) 訓練に関する事務を担当する者（講師との兼務は不可）を1名以上配置し、か

つ、個人情報適切に管理し、個人の権利利益を侵害することなく業務を実施できる者であること。

(4) 登録申請書提出日から遡って1年以内に、申請する訓練分野のカリキュラムモデル（生産性向上支援訓練カリキュラムモデル（以下「生産性訓練モデル」という。）又は基礎的 IT セミナーカリキュラムモデル（以下「IT セミナーモデル」という。）をいう。以下同じ。）に関連した内容の職業訓練（Off-JT で実施される職業能力の開発及び向上の促進のための訓練をいう。）を、自社従業員以外の者に対して1コース以上実施した実績を有しており、安定した事業運営が可能と認められる者であること。

(5) 利用事業主が抱える人材育成上の課題やニーズを踏まえ、カリキュラムをカスタマイズして提案できる専門知識、能力、経験を有する者であること。

(6) カリキュラムを効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する講師を確保していること。

なお、講師は、別に定める要件を満たす者であり、訓練コースの適切な指導が可能であると認められる者であること。

(7) センターと実施機関が協議の上、実施機関が所有等する訓練実施場所において実施することとなった訓練コースにあつては、実施機関は以下のイからニまでの要件（パソコン・ソフトウェア（以下「PC 等」という。）を使用する訓練コースにあつてはイからホまでの要件）を全て満たしていること。

イ 訓練実施場所は、岩手県内かつ一定の利便性を有した場所に所在すること。

ロ 最低10名以上の定員設定が可能な施設・設備を有していること。

ハ 訓練実施場所(教室等)の面積は、受講者1人当たり1.65㎡以上であること。

ニ 訓練時間中、訓練実施場所に施設責任者（講師との兼務は不可、上記（3）の事務担当者との兼務は可）を1名以上配置していること。

ホ PC等を使用する訓練コースにあつては、PC等を受講者1人につき1台の割合で設置することが可能であり、ソフトウェアは使用許諾契約に基づき適正に使用できるものであること。

(8) 生産性訓練の実施機関の登録を受けようとする者にあつては、2019年度における生産性訓練の事業取組団体に選定された者でないこと。

(9) 過去に生産性訓練又は IT セミナーを実施したことのある者にあつては、次のいずれの事項にも該当しない者であること。

イ 過去に実施した生産性訓練又は IT セミナーにおいて、センターの指示に適切に従わなかったことがある者

ロ 過去の生産性訓練又は IT セミナーの受講者若しくは事業主アンケートにおいて、著しく評価が低かったことがある者

ハ 過去の生産性訓練又は IT セミナーの受講者若しくは事業主からの苦情や要望等に適切に対応しなかったことがある者

(10) 次のいずれの事項にも該当しない者であること。

イ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締

結のために必要な同意を得ている者を除く。)

- ロ 予決令第 71 条の規定に該当する者
- ハ 申請書提出日現在において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）より競争参加資格の停止措置を受けている者
- ニ 教材等の著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となった者であって、当該事実が判明した日から 2 年を経過していない者
- ホ 機構が定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第 2 条に規定する反社会的勢力に該当する者
- へ 申請書提出日現在において、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去 3 か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間経過中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者
- ト 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に定めるところの破壊的団体及びその構成員
- チ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定めるところの風俗営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに関連する業務従事者
- リ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続の申立てがなされている者
- ヌ 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、業務を委託することが相応しくないセンターが判断した者又は判断する者
- ル その他業務委託先として適性を欠くと当支部契約担当役が判断した者又は判断する者

#### 4 業務の種類

##### (1) オーダーコース（個別企業・団体に対して実施する訓練）

センターは、利用事業主が抱える人材育成上の課題やニーズに応じて、登録を受けた機関の中から訓練を実施する機関を選定する。選定された実施機関は、センターと連携して当該企業に対する訓練コースのコーディネートから実施までを行う。

##### (2) オープンコース（幅広く受講者を募集して実施する訓練）

センターは、岩手県内の中小企業等の多くが抱える共通の人材育成ニーズに応じて、実施する訓練分野を決定し、登録を受けた機関の中から当該分野の訓練を実施する機関を選定する。選定された実施機関は、センターと連携して地域の中企業等に対する訓練コースの設定から実施までを行う。

#### 5 登録された実施機関が業務を受託した場合における業務の概要

### (1) オーダーコースの業務

- イ 受託者は、センターと連携し、生産性訓練モデル又は IT セミナーモデルを基に、利用事業主が抱える課題や人材育成ニーズに応じたカリキュラムを作成し、利用事業主に提案すること。
- ロ 受託者は、センターと連携し、個別の中小企業等と訓練時間、場所、日程、使用機材等の具体的な訓練コースの設定を行うこと。
- ハ 受託者は、生産性向上支援訓練・基礎的 IT セミナー実施機関業務取扱要領(以下「業務取扱要領」という。)に基づき、個別の中小企業等の従業員に対して訓練を的確に実施すること。
- ニ 受託者は、その他必要な業務を行うこと。

### (2) オープンコースの業務

- イ 受託者は、センターと連携し、生産性訓練モデル又は IT セミナーモデルを基に、地域の中小企業等が共通して抱える課題や人材育成ニーズに応じたカリキュラムを作成すること。
- ロ 受託者は、センターと連携し、訓練時間、場所、日程、使用機材等の具体的な訓練コースの設定を行うこと。
- ハ 受託者は、センターと協議の上、センターが行う受講者募集に関する必要な補助を行うこと。
- ニ 受託者は、業務取扱要領に基づき、地域の中小企業等の従業員に対して訓練を的確に実施すること。
- ホ 受託者は、その他必要な業務を行うこと。

## 6 業務取扱要領を交付する日時及び場所

### (1) 日時

随時（土・日祝日を除く毎日午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。）

なお、電子メールによる募集要領の送付を希望する場合は、法人名、担当者名及び電話番号を記入の上、iwate-shibu01@jeed.or.jp（全て半角）あて送信すること。

※ 電子メールの件名は「業務取扱要領の送付依頼」とすること。

### (2) 場所

岩手県花巻市天下田69-1

岩手支部総務課経理係 担当：小山

TEL：0198-23-5354

FAX：0198-22-4139

### (3) 持参するもの

業務取扱要領を受領する者の名刺

## 7 申請書の提出

以下の書類（正本1部、副本2部（紙媒体1部、データを入れた記録媒体1部））

を提出すること。

※記録媒体はCD-ROMとしUSBメモリーは不可。

(1) 提出書類

イ 生産性向上支援訓練・基礎的 IT セミナー実施機関登録申請書（原本）（業務取扱要領に添付）

ロ 添付書類

(イ) 対応可能コース確認書（別紙1又は別紙1-2）（業務取扱要領に添付）

(ロ) 受託条件等確認書（別紙2）（業務取扱要領に添付）

(ハ) 主な担当講師一覧（別紙3）（業務取扱要領に添付）

(ニ) 訓練実施場所・持込可能なPC等の概要（別紙4）（業務取扱要領に添付）

(ホ) 申請者の訓練実績をPRする書類（年間実施コース一覧、訓練実施事例紹介等（任意様式））

(ヘ) 申請する訓練分野ごとのカリキュラム案（申請分野につき少なくとも1コース以上（任意様式））

(ト) 企業概要（概要パンフレット等（任意様式））

(チ) 登録申請書作成に当たっての留意事項及びチェックリスト（指定様式）（業務取扱要領に添付）

※オープンコースを申請する場合は、以下の書類も提出すること。

(リ) 訓練コース等設定理由書（別紙5）（業務取扱要領に添付）

(ヌ) カリキュラム（案）

(2) 受付期間

随時（土・日祝日を除く毎日午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。）

但し、オープンコースの開催を予定している場合は、平成31年1月24日（木）午後4時（必着）

(3) 提出先

岩手県花巻市天下田69-1

岩手支部総務課経理係 担当：小山

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、封筒表面に「実施機関登録申請書在中」と添え書きし、岩手支部岩手職業能力開発促進センター総務課あて書留郵便等発送履歴が残る方法によること。

(5) 留意事項

イ 登録申請書は、「登録申請書作成に当たっての留意事項及びチェックリスト」（業務取扱要領に添付）の内容に基づき作成すること。

ロ 提出書類の受付時間は、土・日祝日を除く毎日午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

ハ 虚偽の記載をした登録申請書は、無効とする。

ニ 参加資格を満たさない者が提出した登録申請書は、無効とする。

- ホ 提出書類に不足・不備がある場合は、確認の対象としない。
- へ 提出書類の内容に不明な点があるなどの場合は、申請者に追加資料の提出を求めることがある。
- ト 登録申請書の作成、提出等、申請に要する費用は、提出者の負担とする。
- チ 提出書類は返却しない。

#### (6) 提出された個人情報の取扱い

登録申請に際して提出された個人情報は、生産性訓練又は IT セミナーの実施機関の登録に関する事務処理に利用し、実施機関登録後は、訓練の実施に関する事務処理及び業務統計において利用する。また、センターは、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 59 号)を遵守し、保有個人情報を適切に管理し、個人の権利利益を保護する。

### 8 申請内容等の確認 (登録方法)

- (1) 適正な登録申請書を提出した申請者には、センターが申請者に電話する、訪問する、又は申請者に連絡の上、センターへの来所を求めるなどしてヒアリングを行い、申請者の実績や申請内容等を確認する。
- (2) 確認の際、申請者の協力が得られなかった場合は、登録しない。
- (3) 確認結果は、全ての申請者に遅滞なく通知する。

### 9 その他

詳細は、業務取扱要領によること。

### 10 問い合わせ先

岩手支部岩手職業能力開発促進センター求職者支援課 担当：関、人首、小林

TEL：0198-23-5648、FAX：0198-24-4040

電子メール： iwate-poly03@jeed.or.jp (全て半角)